堀科学芸術振興財団　研究助成費細則

（第3部、第４部 自然科学分野・AI技術関連）

2026 年 7 月改訂版

費　　目	助　　成　　方　　針
旅費交通費	・助成対象の研究遂行に直接必要な旅費交通費に限定して支出してください。 ・旅費交通費は研究代表者又は共同研究者のみを対象とします。同行者の交通費として支出することは認めません。
留学費	・研究代表者又は共同研究者の留学先での生活費に限って支出してください。 ・生活費とは、食費、水道光熱費、住居費等の生活に必要な出費のみを指します。留学先での遊興費、交際費等に支出することは認めません。
学会参加費 及び登録料	・助成対象の研究に直接関係する学会への参加費及び登録料に限って支出してください。 ・参加費等を支出する場合には、研究計画書に学会名を明記してください。参加する学会・会議が決定していない場合には、参加する可能性のある学会を列挙し、いずれかに参加する旨記載してください。
設備備品費	・取得価格が10万円以上かつ耐用年数1年以上の物品は設備備品費として支出してください。 ・助成対象の研究課題に直接関係するものに限って支出してください。 ・汎用性のある実験器具、IT機器等(※)を購入していただいても構いません。助成対象の研究遂行に支障が無ければ、対象外の研究のために使用していただいても結構です。 ※IT機器には AIの学習・推論に不可欠なGPU搭載計算機（ワークステーション、サーバ等）を含みます。 ・購入した物品は、研究代表者又は共同研究者が所属する研究機関に寄付してください。寄付した後は、研究機関の定めに従って取り扱ってください。直ちに寄付することにより研究上の支障が生じるものについては研究終了後に寄付していただいても構いません。 ・助成対象の研究代表者又は共同研究者が、研究期間の途中で他の研究機関に異動する際、寄付した物品を異動先で使用することを希望する場合には、研究機関は機関の定めに基づき、当該の物品を返還してください。 ・なお、研究機関でこれより厳しい基準を設定している場合には、その基準に従って取り扱ってください。
消耗品費	・所得価格が10万円未満かつ耐用年数1年未満の物品は消耗品費として支出してください。 ・助成対象の研究課題に直接関係するものに限定して支出してください。 ・なお、研究機関でこれより厳しい基準を設定している場合には、その基準に従って取り扱ってください。
図書・文献など	・研究に直接関係のある専門図書、文献、資料及びデータ(※)に限定して支出してください。 ※AIモデルの学習・検証に用いる「商用データセットの購入費用」を含めることができる。 ・購入後は研究機関に寄付していただきますが、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じるものについては研究終了後に寄付していただいても構いません。 ・助成対象の研究代表者又は共同研究者が、研究期間の途中で他の研究機関に異動する際、寄付した図書を異動先で使用することを希望する場合には、研究機関は機関の定めに基づき、当該の図書を返還してください。 ・なお、研究機関でこれより厳しい基準を設定している場合には、その基準に従って取り扱ってください。

費　　目	助　　成　　方　　針
使用料	・研究遂行のために直接必要な外部の施設およびデータベースの使用料を対象とする。AI研究に不可欠な以下の費用についても、「外部機関の規定等に基づき明確に算出することができる場合」に限り支出を認める。 ・クラウド計算資源（AWS, GCP, Azure等）の利用料 ・データやモデル公開用の リポジトリ（Hugging Face, GitHub, Weights & Biases等）の利用料
論文投稿料	・助成対象の研究成果を公表する際の費用を対象とし、論文掲載料に加え、成果公開の一環として「事前学習済みモデルやソースコードの公開に伴う費用」も対象とします。 ・論文等を発表した際は、財団の寄付による旨の謝辞を記載し、写しを1部、財団宛に送付してください。財団の名称は以下の通りとします。 ・和文：公益財団法人　堀科学芸術振興財団 ・英文：THE HORI SCIENCE AND ARTS FOUNDATION ・研究機関がホームページや広報誌において助成対象研究の成果を発表する場合にも、その成果が財団からの助成を受けて行った研究の成果であることを表示してください。
人件費	・人件費は、研究員に対するものに限定します。 ・雇用する場合は研究者が個人として雇用するのではなく、研究機関として雇用してください。 ・雇用に際しては研究機関が採用時に面談や勤務条件の説明を行い、雇用契約を明確にするとともに、雇用条件などについては各研究機関でルールを定めてください。
謝金	・謝金は論文校正料、英文翻訳代及び実験被験者に対するもの、「AI学習用データの作成、アノテーション（ラベル付け)、クリーニング等の作業」等、助成対象の研究遂行に直接必要となる謝金に限定して支出してください。 ・各研究機関のルールに従い運用してください。
管理費	・間接経費・オーバーヘッドの控除は原則助成対象外です。やむを得ず控除する場合は事前に財団までご相談のうえ、予算欄に記載してください（助成額の5%以内)。
その他の費用	・その他、ここに記載していない費目であっても、助成対象の研究遂行に直接必要になるものは支出することができます。 ・予期せぬAI技術の進展等に伴う支出については、事前に財団へ相談すること。
費目間の振替	・費目間の振替は、各研究に配分された助成額の20%以下であれば自由に行っていただいて構いません。 ・助成額の20%を超える額を費目間で振り替える場合は財団に予算変更申請書を提出し、承認を受けてから行ってください。